

豊中市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条

この要綱は、ディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)を排水設備として取扱うため、豊中市下水道条例(昭和39年豊中市条例第17号。以下「条例」という。)及び豊中市下水道条例施行規程(平成20年豊中市企業管理規程第16号。)に基づき、システムの設置並びに公共下水道への接続に係る申請手続きの基準を定め、適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

この要綱の用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ディスポーザ : 生ゴミを破砕する部位。
- (2) 排水処理部 : 破砕された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位で排水配管部を含む。
- (3) ディスポーザ排水処理システム : ディスポーザと排水処理部の二つの部位で構成され、ディスポーザ排水と台所排水を排水処理部で処理するシステム、(社)日本下水道協会が作成した、ディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(以下「性能基準」という。)に基づき基準に適合している適合評価を受けたものをいう。
なお、平成12年5月31日までの建築基準法(昭和25年法律201号。)第38条に基づく建設大臣の認定を受けたシステムについても、本取扱要綱を適用する。
- (4) 生物処理タイプ : ディスポーザ排水と台所排水を専用排水管で処理槽に導き、生物処理した処理水を公共下水道へ排水するタイプ。
- (5) 分解処理タイプ : 生物処理タイプに分類されますが、ディスポーザ排水と台所排水の一部を、回転ドラム式生ごみバイオ分解装置により分解浄化処理した後、台所排水を含む専用排水管で建物外部の承認を受けた箇所に接続し、公共下水道へ排水するタイプ。
- (6) 機械処理タイプ : ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを専用排水管で建物外部の承認を受けた箇所に接続し、公共下水道へ排水するタイプ。
- (7) 申請者 : システムについて条例第6条の申請を行う者をいう。
- (8) 使用者 : システムの維持管理に責任を負う者をいい、次に掲げる者をいう。
独立建築物の所有者又は賃借人
賃借の集合建築物の所有者
分譲の集合建築物の所有者の代表者
前項各号に掲げるもののほか上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要があると認める者
- (9) 製造者 : システムを製造する者で、システムについて性能基準に基づき基準に適合している適合評価を受けることができる。

(10) 販売者：システムを販売する者で、システムについて性能基準に基づき基準に適合している適合評価を受けることができる。

(11) 適合評価書：性能基準に適合することを示す文書をいう。

(システムの設置基準)

第3条

性能基準に適合し、適合評価書を受けたシステム。

(添付書類)

第4条

システムの設置に係る排水設備工事計画確認申請書に添付する書類は、別表に掲げるものとする。

(システムの維持管理に関する遵守事項)

第5条

管理者は、条例第6条に規定する申請の確認を行う場合は、申請者に対して、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第2項に基づくシステムの維持管理に関する事項として、次の各号に定める事項の遵守を求めるものとする。

(1) 当該システムについて、管理者が確認した計画に基づき維持管理を適切に行うこと。

(2) 当該システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

(3) 当該システムの維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。

(4) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

2 使用者が申請者と異なるときは、使用者が前項各号に規定する事項を遵守するものとする。

(使用者の地位の承継)

第6条

当該システムを有する建築物が譲渡又は貸し付けがあったときは、当該建築物の譲渡人又は賃借人は、使用者の地位を承継する。

2 管理者は、申請者に対して、当該システムを有する建築物が譲渡又は貸し付けがあったときは、当該建築物の譲渡人又は賃借人に対して使用者の地位を承継することを説明し、その理解を得るよう指導するものとする。

(製造者及び販売店に対する指導)

第7条

管理者は、製造者及び販売店に対し、必要があると認める場合には、次の各号に掲げる事項を指導する。

(1) システムの販売に当たり、申請者又は使用者に対して、当該システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。

(2) 申請者又は使用者に対し、管理者が行う当該システムの維持管理に関する指導に協力する旨説明し、その理解を得るよう努力すること。

(3) 管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(システムの検査)

第8条

管理者は、当該システムの維持管理が適切に行われている事を確認するため必要があると認める場合には、維持管理に関する資料の提出を求め、法第13条の規定に基づき使用者に対し立ち入り検査を行う事ができる。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、システムの設置及び公共下水道への接続に係る申請手続きの基準並びに適切な使用及び維持管理の確保について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この要綱は、平成12年 5月 1日から実施する。

この要綱は、平成14年 5月14日から実施する。

この要綱は、平成18年 4月18日から実施する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成21年 6月 9日から実施する。

別表（生物処理タイプ） 申請書毎に下記書類を添付すること。

1	一般事項に関する書類
	(1) 適合評価書(写)又は認定書(写)
	(2) 維持管理業者
	(3) 排水設備設計図(専用管及び採水用柵の位置表示)
2	仕様書
	(1) 排水処理槽
	(2) 算定根拠
3	維持管理計画に関する書類
	(1) 維持管理体制
	(2) 処理水質基準
	(3) 点検項目(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度
4	その他
	(1) 維持管理業務委託契約書(写)若しくは維持管理業務委託確約書
	(2) 使用者承継確約書若しくは維持管理業務継続確約書
	(3) その他基準(案)又は大臣認定内容との整合性を判断するために必要な書類

備考

- 維持管理業務委託契約確約書とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に使用者が確定したときに、速やかに維持管理業務委託契約書(写)を提出することを申請物件に係わる開発業者等が管理者に確約するものをいう。
- 使用者承継確約書とは、システムを有する建築物が譲渡又は貸し付けがあったときに、当該建築物の譲受人又は賃借人が当該システムの使用者の地位を承継するものであることを当該譲受人又は賃借人に説明し、その理解を得るように努力する旨を、申請者が管理者に確約するものをいう。尚、維持管理業務委託契約書の契約者が譲渡又は貸し付け契約が考えられない、使用者が組織した管理組合等で契約する場合は、次の維持管理業務継続確約書とする。
- 維持管理業務継続確約書とは、システムを有する建築物を使用者が組織した管理組合等が維持管理業務委託契約を契約する場合は、今後も継続して専門の維持管理業者と契約し維持管理を行うことを使用者が管理者に確約するものをいう。

別表（機械処理タイプ）

排水設備工事計画確認申請書の提出前に、製造者等が適合評価を受けたシステムを管理者に届出すること。

1	届出書類
(1)	適合評価報告書(第三者機関である評価機関による報告書)
(2)	ディスプレイ(単体使用防止対策)
(3)	維持管理体制
(4)	点検項目(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度
(5)	処理水質基準
(6)	臭気対策(専用排気管設置と考え方)
(7)	製品部毎に保障期間・計画耐用期間・取替判断を記載
(8)	その他

排水設備工事計画確認申請書の提出はディスプレイ設置箇所毎に下記書類を添付すること。

1	一般事項に関する書類
(1)	適合評価書の表紙(写)
(2)	維持管理業者(ディスプレイ部・排水処理部)
(3)	排水設備設計図(専用配管図で建物外部の接続確認を受けた箇所を表示した図面) (内径200mm小口径採水用柵の設置位置を表示) (排水処理部から建物外部へ排気する専用排気管を表示)
2	その他
(1)	維持管理業務委託契約書(写)若しくは維持管理業務委託確約書
(2)	使用者承継確約書

備考

- 維持管理業務委託契約確約書とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に使用者が確定したときに、速やかに維持管理業務委託契約書(写)を提出することを申請物件に係わる開発業者等が管理者に確約するものをいう。
- 使用者承継確約書とは、システムを有する建築物が譲渡又は貸し付けがあったときに、当該建築物の譲受人又は賃借人が当該システムの使用者の地位を承継するものであることを当該譲受人又は賃借人に説明し、その理解を得るように努力する旨を、申請者が管理者に確約するものをいう。

別表（分解処理タイプ）

排水設備工事計画確認申請書の提出前に、製造者等が適合評価を受けたシステムを管理者に届出すること。

1	届出書類
	(1) 適合評価報告書(第三者機関である評価機関による報告書)
	(2) ディスポーザ(単体使用防止対策)
	(3) 維持管理体制
	(4) 点検項目(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度
	(5) 処理水質基準
	(6) 臭気対策(考え方)
	(7) 製品部毎に保障期間・計画耐用期間・取替判断を記載
	(8) その他

排水設備工事計画確認申請書の提出はディスポーザ設置箇所毎に下記書類を添付すること。

1	一般事項に関する書類
	(1) 適合評価書の表紙(写)
	(2) 維持管理業者(ディスポーザ部・排水処理部)
	(3) 排水設備設計図(専用配管図で建物外部の接続確認を受けた箇所を表示した図面) (内径200mm小口径採水用柵の設置位置を表示)
2	その他
	(1) 維持管理業務委託契約書(写)若しくは維持管理業務委託確約書
	(2) 使用者承継確約書

備考

- 1 維持管理業務委託契約確約書とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に使用者が確定したときに、速やかに維持管理業務委託契約書(写)を提出することを申請物件に係わる開発業者等が管理者に確約するものをいう。
- 2 使用者承継確約書とは、システムを有する建築物が譲渡又は貸し付けがあったときに、当該建築物の譲受人又は賃借人が当該システムの使用者の地位を承継するものであることを当該譲受人又は賃借人に説明し、その理解を得るように努力する旨を、申請者が管理者に確約するものをいう。